

**研究者：秋山 恭子**（所属：公立大学法人埼玉県立大学保健医療福祉学部  
健康開発学科 口腔保健科学専攻）

## **研究題目：学生のレディネスの違いによる歯科衛生士の倫理綱領の理解度に関する調査**

### **目的：**

倫理とは、行いや態度が善いか／悪いか、適切か／不適切か、なぜそのように判断したのか等の基準となるものであり、職業倫理を理解して業務にあたることは社会的にも重要である。歯科衛生士の倫理綱領（以下、DH 倫理綱領）は 2019 年に日本歯科衛生士会定時代議員会で決議・採択された。現在、日本歯科衛生士会のウェブサイトに掲載されており、歯科衛生士が確認できるだけでなく、社会にも広く公開されている。

DH 倫理綱領は歯科衛生業務実践の場で適用されてはじめて、高い倫理性を備えた医療従事者の資質向上に寄与するが、現職の歯科衛生士に理解されているかは不明である。関連する先行研究や論文はほとんどなく、歯科衛生士養成教育における教授方法も明らかになっていない。本研究では、DH 倫理綱領に対する歯科衛生学生の理解度について、学年やレディネスによる違いを検証することを目的とした。

### **対象および方法：**

#### **1. 研究対象**

研究対象者は、埼玉県立大学保健医療福祉学部健康開発学科口腔保健科学専攻に在籍する歯科衛生学生 2～4 年生 88 名（2 年生：28 名、3 年生：29 名、4 年生：31 名）とし、本研究は授業の一環として行った。1 年生は口腔衛生領域の専門分野をまだほとんど学習していないため、今回は対象外とした。研究実施時点での各学年の特徴は、2 年生は研究実施年度より基礎的な科目の講義を履修し、口腔領域に関する学内での実技習得の授業が始まった状態、3 年生は専門領域の授業を一通り履修し臨地・臨床実習が始まった状態、4 年生は臨地・臨床実習をすべて終了し国家試験対策を行っている状態であった。

#### **2. 研究方法**

DH 倫理綱領をテーマとする授業を 2024 年 2 月に実施した。研究実施にあたり、埼玉県立大学研究倫理委員会の承認を得た（通知番号 23155）。研究手順は以下の通りである。

- (1) DH 倫理綱領の講義：学生へ倫理綱領の必要性や概要について説明し 16 の条文を事例を交えて紹介した。
- (2) 事例提示：DH 倫理綱領の理解を深めるために、歯科衛生士が遭遇する歯科臨床等での事例を提示した。
- (3) 個人ワーク【E-learning 上で回答】：事例の問題点や対応策、関連する倫理綱領の条文を各自で検討した。

(4)グループワーク (GW): 3 学年で編成したグループで同様の事例について検討した。

(5)再個人ワーク【E-learning 上で回答】: (4) を踏まえ、再度個人で検討した。

(6)教員より回答例を提示した。

上記(1)~(6)の授業を 130 分間で行い、学生の回答データを研究に用いた。本研究は授業内での実施ではあるが、本研究への協力 (E-learning 上での回答) は各自の自由選択とし、回答内容は成績評価には一切含まないこととした。

データ分析は単純集計および記述回答内容の質的分析を行った。質的データは NTT データ数理システムの「Text Mining Studio」を用いて分析した。

授業で用いた事例は下記の 2 つであり、グループごとにどちらかを検討するよう無作為に割り当てた。

### 事例 1

A さんは歯科衛生士専門学校で 2 年生で、学外の歯科診療所に臨床実習を行っている。臨床実習最終日に院長先生の歯周外科治療を見学させてもらった。歯周外科治療終了後、院長先生に「カルテを拝見してもいいですか?」と尋ねると、「もちろんいいですよ」と了承を得た。実習終了後、見学した処置についてレポートを提出しなければならなかったため、スマートフォンでカルテの内容を撮影し、自分のパソコンに転送した。また、珍しい歯周外科治療だったので、クラスの友達に教えてあげようと、帰宅途中の電車の中で LINE に書き込んだ。

①歯科衛生士の倫理綱領で関連する条文は何番でしょう?【16 の条文より選択】※複数回答可

②A さんの行動には、どのような問題がありますか?【自由記載】

### 事例 2

私は、医科の緩和病棟から紹介された患者 B さん (46 歳、女性) に、歯科医師による診察所見やエックス線検査結果をもとに、口腔衛生管理の必要性を説明していた。すると B さんは「いくらお口の中をきれいにしても、私はあと 2 週間しか生きられないのですよ」と言った。B さんは、過去に頭頸部がんの手術や放射線や化学療法のために入退院を繰り返し今度が 4 回目の入院だった。B さんは病棟の看護師から紹介されて歯科受診をされたが、自分から歯科受診を希望していたわけではなかったようだ。

事前のがん告知がされていたことや、病状も確認できていたので、頭の中では起こりうることだと意識はしていたが、患者さんが発した一言で、私は頭の中が真っ白になってしまった。

①歯科衛生士の倫理綱領で関連する条文は何番でしょう?【16 の条文より選択】※複数回答可

②B さんへの対応をどうすればよかったですか?【自由記載】

### 結果および考察:

2 年生 23 名、3 年生 29 名、4 年生 29 名の、計 81 名より回答を得た (有効回答率 92.0%)。各事例に関連する条文として、対象者が選択した結果を図 1・2 に示す。

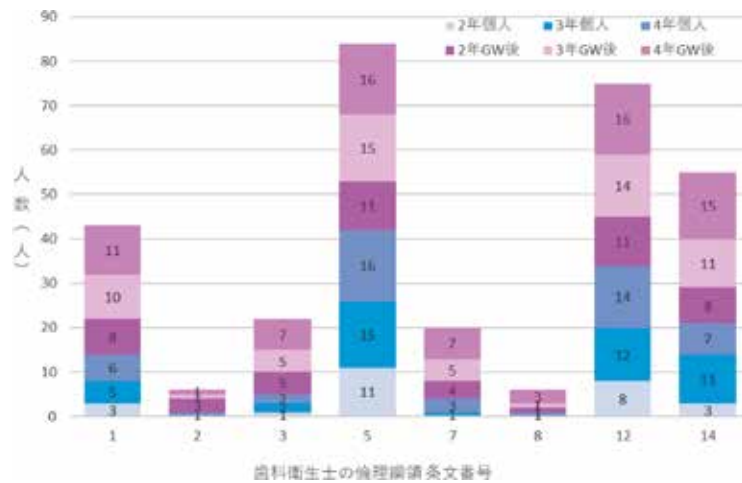


図1 事例1に関連する条文

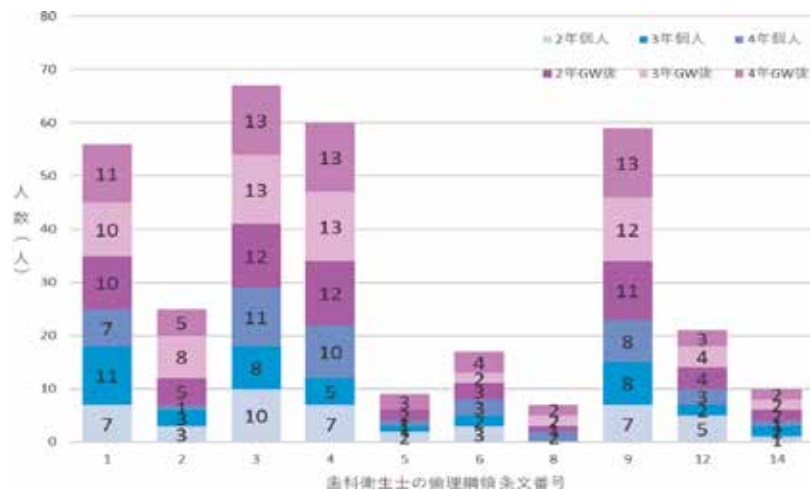


図2 事例2に関連する条文

図1よりグループワーク（GW）後は条文3・7の回答が増えている。条文3は「十分な説明と信頼関係に基づき業務を遂行する」、条文7は「歯科衛生士法および関係諸法令を遵守し、業務の質および自律性の確保に努める」である。事例1では他者との意見交換によって、インフォームドコンセントの重要性と歯科衛生士に関する法律の理解が進んだことが推測できる。図2より、事例2ではGW後は条文2・4の回答が増えている。条文2は「平等、公平、誠実に業務を遂行する」、条文4は「人々の知る権利および自己決定の権利を尊重し、擁護する」であり、事例の検討を重ねることで平等、公平、誠実な業務の具体的に理解でき、患者本人の自己決定を尊重することの重要性を学べたものと考えられる。学年によって選択する条文に大きな差はなかった。

各事例の問題点と対応策を自由記載によって回答させた内容を、学年別に単語頻度解析した結果を図3および図4に示す。学年が上がるにつれて具体的な単語を抽出できていたが、学年間の大きな差は見られなかった。

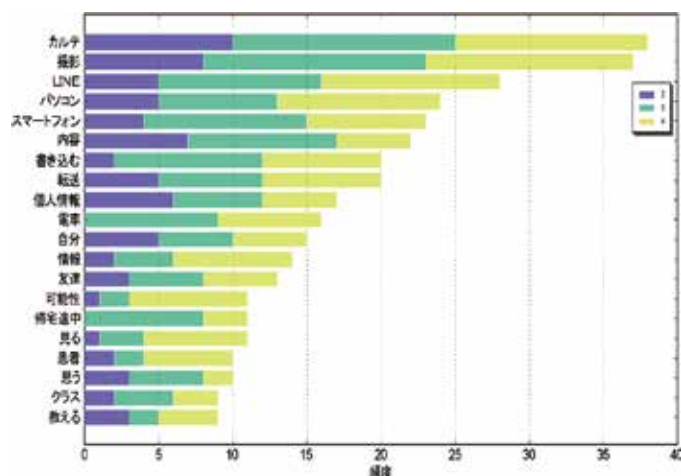


図3 事例1 学年別単語頻度解析

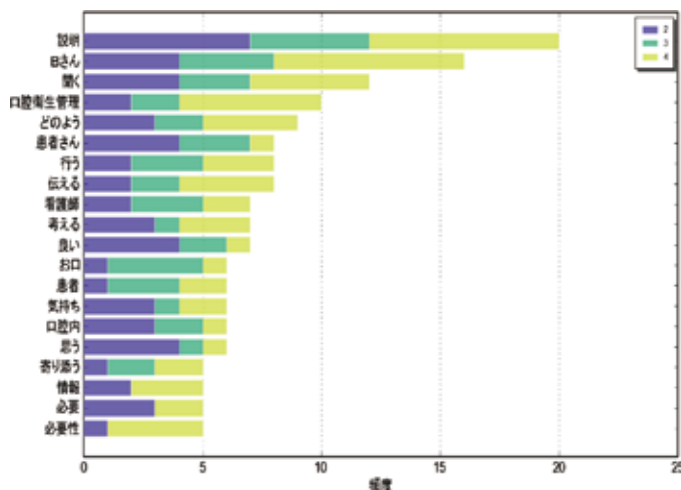


図4 事例2 学年別単語頻度解析

事例2において、Bさんへの対応についての記載で抽出できた単語をGW前後で比較した(図5)。その結果、GW後の方が多職種との「信頼関係」「連携」、患者自身の「意思」に着目した内容が増えていた。

DH倫理綱領を学ぶ意義の自由記載回答を共起ネットワークで分析すると図6の結果となった。「歯科衛生士」と関連の強いワードは「価値観」や「実践」、「接し方」、「社会」等であった。「倫理綱領」とは「専門職」「構築」「課題」といった単語との関連が強く見られた。

これらの結果より、DH倫理綱領を理解する上で、歯科衛生学生の学年やレディネスの違いはあまり影響しないことがわかった。しかし、事例とともにDH倫理綱領の条文を理解するには、具体的な業務を直接的に理解しやすい内容や、平等、公平、誠実な業務といった抽象的な表現を実際の業務と関連付けやすい内容、そして対象者の自己決定の重要性を体感し、真に患者利益を理解する内容等があることがわかった。学生の履修状況に合わせ、理解しやすい事例を取り上げることで、DH倫理綱領の理解に繋がるのではないかと考える。さらに、個人で考えるだけでなく他者と意見を交わすことにより、DH倫理綱領の理解が深まることが推察できた。歯科衛



図5 事例2 GW 前後での文章分類

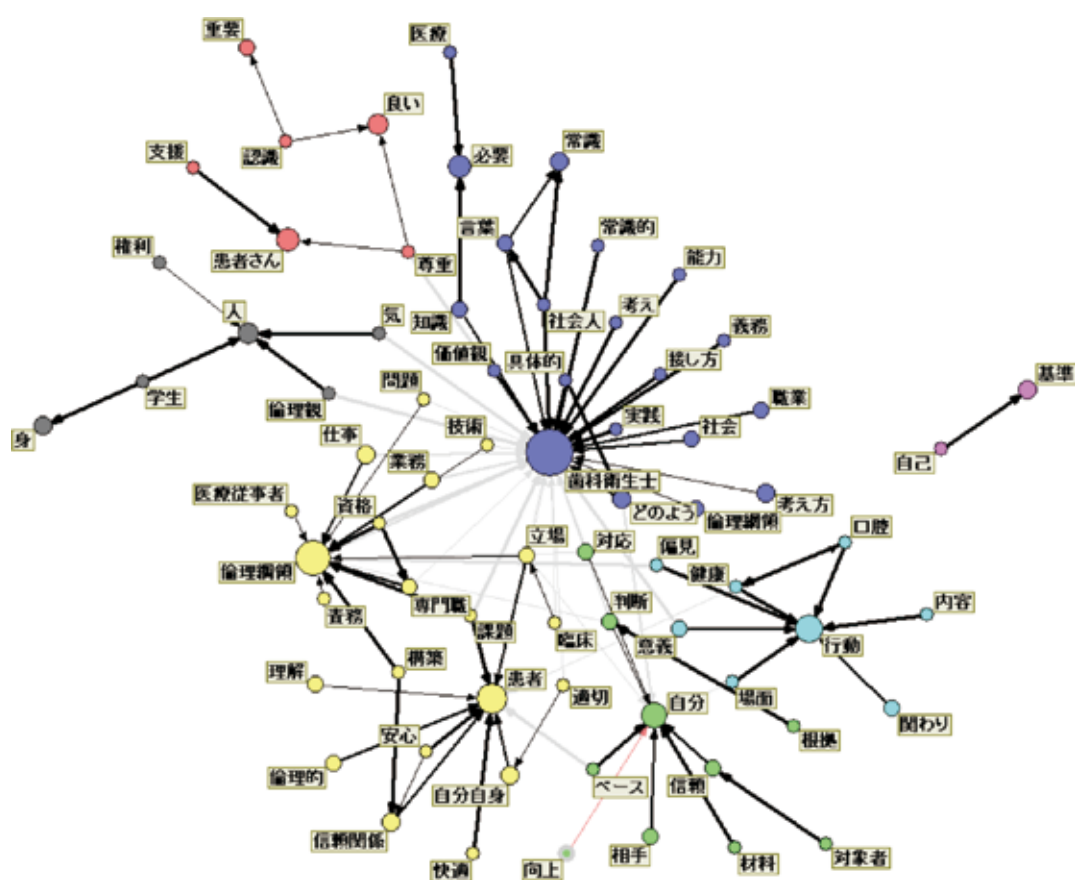


図6 DH 倫理綱領を学ぶ意義 共起ネットワーク

生学生在より深く広く歯科衛生業務を理解し、対象者にとって有益な介入や支援ができるようになるためにも、今後も DH 倫理綱領に関する研究を継続的に行っていきたいと考える。

成果発表：(予定を含めて口頭発表、学術雑誌など)

- ・2024年12月に開催される日本歯科衛生教育学会 第15回学術大会にて口演発表ののち、日本歯科衛生教育学会雑誌へ論文投稿の予定である。